

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………
……………（産業労働局農林水産部水産課）…一
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………（同）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

公告

- 争議行為の予告……………
……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三
- 平成二十九年十月十六日付東京都公告……………三

告示

●東京都告示第千六百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十五年東京都告示第千四百九十七号による保険に付すべき義務は、平成二十九年十月二十三日限りで消滅した。

平成二十九年十月二十四日

八丈島加入区
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千六百五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十九年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

八丈島加入区

●東京都告示第千六百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道御徒町小岩線

二 指定する区間 葛飾区東新小岩三丁目五百四十一番四地先から江戸川区上一色三丁目四百八十九番二地内まで

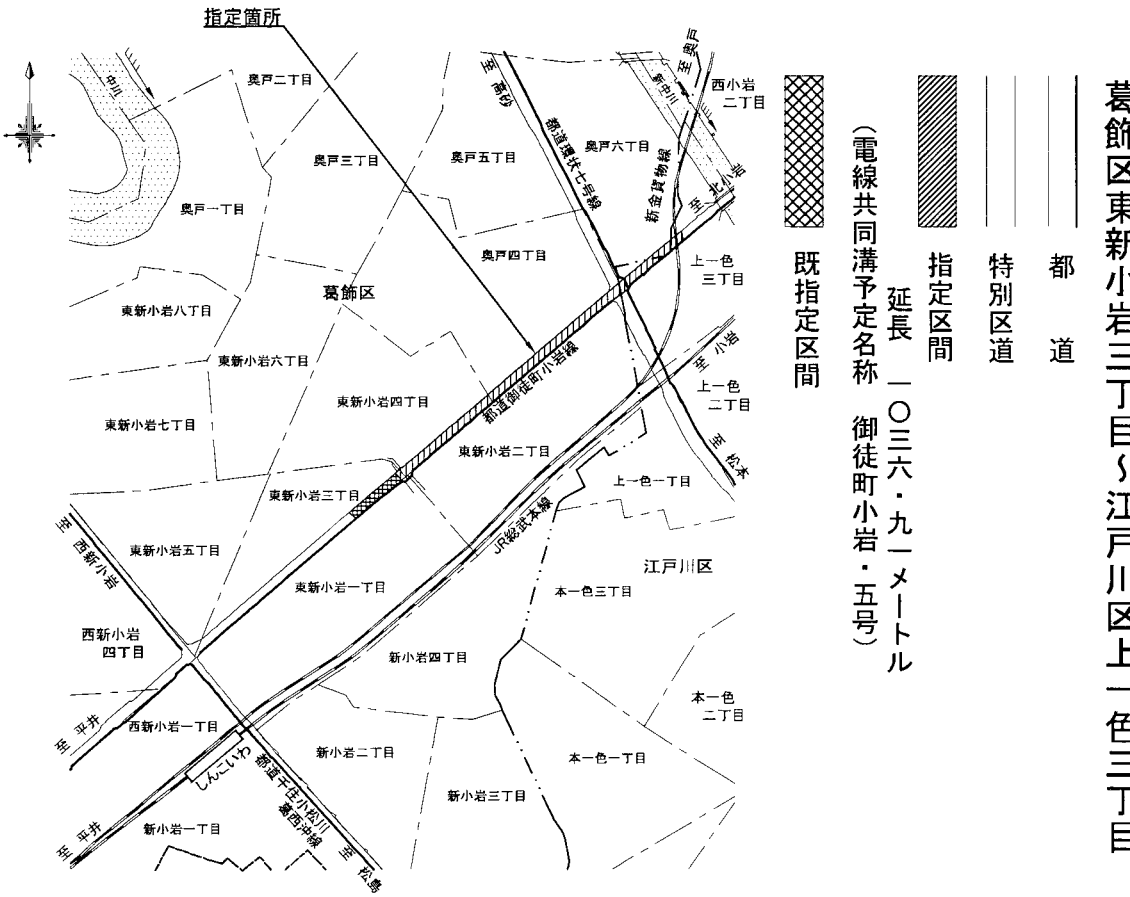
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

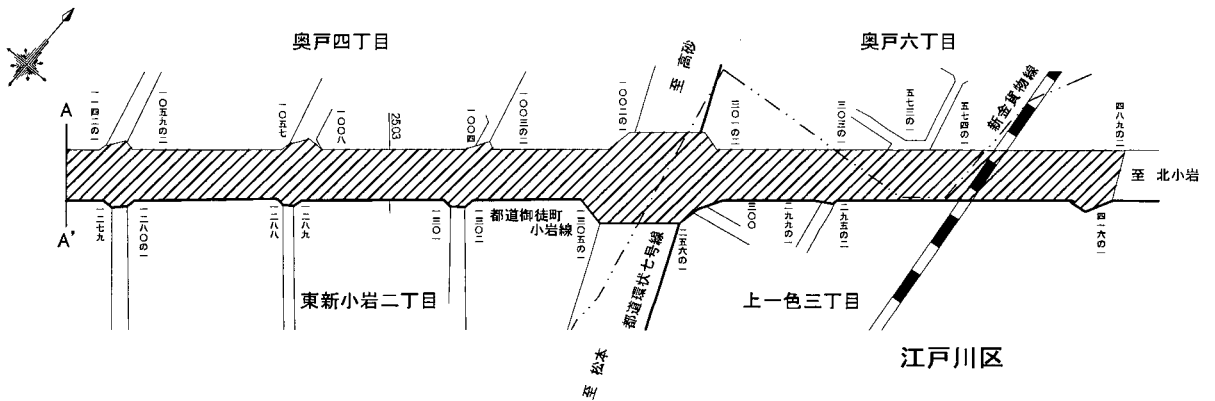
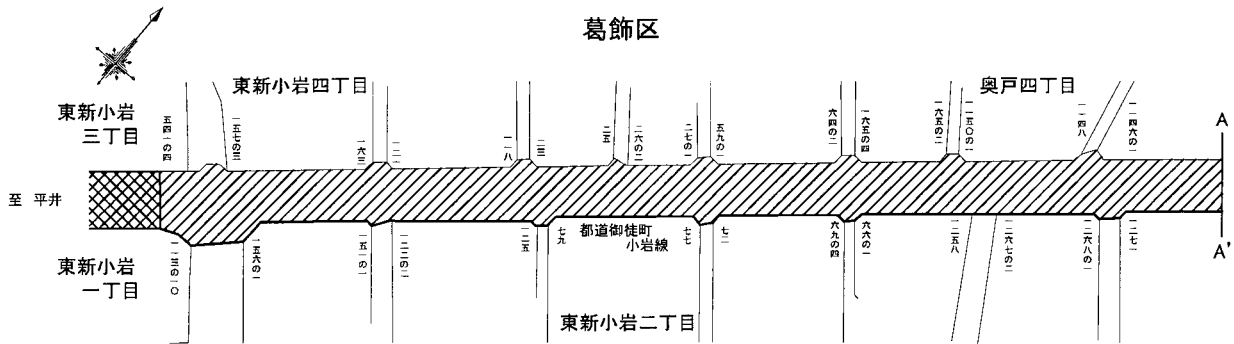
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道御徒町小岩線

葛飾区東新小岩三丁目～江戸川区上一色三丁目

(電線共同溝予定名称 御徒町小岩・五号)
延長 一〇三六・九メートル



葛飾区



公 告

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長赤羽進彦から争議行為を行う旨の通知が平成二十九年十月十三日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

秋年末一時金の大幅獲得等の要求に関する件

二 日時

平成二十九年十月二十五日以降問題解決に至るまでの

間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四

丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十九年十月十六日付東京都公告

ページ一段一行一誤一正

十五中七小平市仲町二丁小平市仲町

目

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001